

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VIII 社会保障闘争

2 老人保健法案反対闘争

老人保健法案成立へ

第九四国会の閉会に伴い審議未了、衆議院で継続審議となっていた老人保健法案は、九月二四日開会の第九五臨時国会で再び審議されていたが、一一月一二日衆議院社会労働委員会で、一三項目からなる附帯決議の採択とともに一部修正のうえ可決され、翌一三日の本会議でも可決、参議院に送付された。しかし第九五臨時国会では成立せず、ふたたび一二月二一日召集の第九六通常国会で継続審議されることになった。そして八月三日、参議院社会労働委員会で一部再修正のうえ可決、一一項目からなる附帯決議もあわせて採択された。四日には参議院本会議で可決され、直ちに衆議院へ回付された。衆議院に回付された老人保健法案は九日社会労働委員会、翌一〇日、本会議で可決、成立した。第九五・九六国会での法案審議に対応しながら、医療費抑制対策の具体化として老人医療費有料化をはかる老人保健法案に反対する闘争がとりくまれた。

中央社保協・総評、中立労連のとりくみ

中央社保協は、第九五臨時国会開会以来、国会請願行動を中心に反対行動をすすめた。九月二四日の臨時国会開会以来、毎週木曜日衆議院議員面会所で毎回一五〇人から三〇〇人の参加で国会要請統一行動をおこなうほか、ハガキ要請、電報電話による要請などにとりくんだ。一一月五日には中央社保協、総評の共催で「老人保健法案の成立を阻止し、社会保障、福祉後退から国民生活を守る中央集会」を東京・清水谷公園で、約一〇〇〇人の参加で開催し、決議を採択、集会後参議院、衆議院、厚生省前をデモ行進した。

第九六通常国会で審議が継続されると、二月一六日には中央社保協、国民春闘共闘会議の共催で三〇〇人の参加で老人保健法案阻止国会要請行動にとりくみ、以後毎週火曜日、参議院議員面会所で要請行動が展開された。

四月二〇日には、国民春闘共闘会議が「老人保健法案の成立を阻止し、年金など社会保障の改善を要求する中央総決起集会」を日比谷野外音楽堂で、約八〇〇〇人の参加で開催し、国会にむけたデモ行進をおこなった。五月一〇日には、国民春闘共闘会議が清水谷公園で七〇〇人の参加で「老人保健法案成立阻止緊急中央集会」を開催した。集会は、有料化・保険料値上げによる国民負担増と、不十分な保健事業で地域住民や現場医療労働者に犠牲を強いる老人保健法案の成立を断じて許さないという「老人保健法案の成立を阻止し、社会保障の充実を要求する緊急アピール」を採択し、国会へ向け請願、デモ行進した。

総評は、健康で安心できる暮らしのために——老人保健法反対、国民のための行革推進——をスローガンに、地域保健医療福祉調査団を四月一日～三日、石川県七尾市に派遣し、(1)老人保健事

業実施による市町村への影響、(2)成人病、慢性病の状況、(3)一人ぐらし、ねたきりの人びとの介護の状況、(4)救急医療の状況、(8)無医地区の状況を調査した。同調査にもとづき四月二六日、厚相に、老人保健法案は自治体が直面している緊急課題を克服できるまでとりあえず撤回するよう申し入れた。

## 老地連の座り込み闘争

老後保障地域団体全国連絡会(老地連)は、「軍事費削って老後守れ」「老人医療を有料化するな」と要求し、連日約一五名の参加で九月二四日から五〇日間にわたる厚生省前座り込み闘争にとりくんだ。

三月一五日には、(1)「原則無料」を「原則有料」にする老人保健法案を直ちに撤回すること、(2)地方自治体で独自に実施している老人医療費支給制度に干渉しないよう要望する要望書を厚相に提出するとともに、ふたたび三一日まで厚生省前座り込み闘争をおこなった。

## 地方議会で請願採択

地方議会で老人保健法案に対し、反対決議、請願採択、意見書採択提出がおこなわれた。東京都議会、宮城県議会、大阪府議会、札幌市議会は意見書を全会一致で採択し、愛知県下八市(豊明、岡崎、高浜、新城、瀬戸、豊川、犬山、知立)二町(佐尾、清洲)議会でも意見書を採択し、関係大臣に提出した。山口県議会は請願書全会一致で採択し、神奈川県川崎市議会も有料化反対請願書を全会一致で採択、京都府下六市(京都、舞鶴、綾部、宇治、城陽、八幡)議会でも請願採択した。

## 医師会、日歯会、健保連の見解

日本医師会は、老人保健法案には反対の態度を表明してきたが、一〇月五日「日本の老人保健問題」を発表し、老人保健法案を全面的に批判し廃案を呼びかけた。また日本歯科医師会も、九月一七日「老人保健法案に対する見解」をまとめ発表した。「見解」は、法案が財政措置を主眼にした法案であり、老人の生命保持増進に失望を与えるものであるとして七項目にわたり否定的見解をのべている。

健保連は一〇月一五日、新制度発足の条件として、(1)老人の特性をふまえた合理的な診療報酬支払方式の導入、(2)保健事業実施に要する要員、施設について具体的計画と財政的裏づけ、(3)中間施設の充実、(4)各保険者の拠出金が著しく増大しないような調整措置、(5)保険外負担の解消、(6)老人保健審議会の構成を公平にするという六項目の意見をまとめ、発表した。さらに一月一二日には、「老人保健法案についての見解」をまとめ、新たな老人保健制度創設にあたっては老人医療費の適正化をはかることが不可欠の条件であるとして、(1)老人保健の医療費支払方式を根本的に見直すとともに医療費適正化対策を推進すること、(2)老人保健に関する審議は、政府原案通り老人保健審議会で一元的におこなうよう修正すること、(3)以上の二点の実現されない場合は廃案とすべきである、という見解を明らかにした。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

